

平成12年7月10日  
監 査 事 務 局

問い合わせ先  
監査事務局総務課  
電話 03-5320-7011

杉並区立小中学校に勤務する都費事務職員等負担の事務職員等の休息時間の割り振り等を違法としてその是正等を求める住民監査請求監査結果

## 第 1 請求の受付

### 1 請求人

杉並区 大 森 正 隆

### 2 請求書の提出

平成12年5月9日

### 3 請求の内容

#### (1) 主張事実

ア 請求書による主張

- (ア) 杉並区立小中学校の教員、都費職員の1日の勤務時間は8時間（正規の勤務時間）と45分（休憩時間）の8時間45分であるが、実態は、1日の勤務時間を7時間30分にして1時間15分短縮している。
- (イ) 都庁職員の昼の休憩時間は、午後0時15分から午後1時までと決められているが、実際は午後0時前後より休憩をとっている。
- (ウ) 教員、都費職員、都庁職員は1日2回の休憩時間（1回15分）を勤務の始めと終わりに置いて、朝15分遅く出勤し、午後15分早く退勤して、1日の正規の勤務時間を30分短縮している。
- (エ) さらに、教員、都費職員は、休憩時間を夕方に置いて、休憩が始まると同時に退勤している。つまり、1日の勤務時間を30分（休憩時間）プラス45分（休憩時間）の1時間15分短縮して、夕方4時頃に退勤している。
- (オ) 都庁職員は昼の休憩45分であるのに、1時間休憩をとっている職員がいる。つまり、1日の正規の勤務時間を30分（休憩時間）と15分（昼時）の45分短縮し、私への内部告発によると、合計1時間休息（休憩）をとっている。
- (カ) 休憩時間は正規の勤務時間の一部であり、職場を離れても自由に行動できるものではなく、「いつでも仕事ができる状態でなければならない。勤務の始め又は終わりに置いてはならない」（人事院）。休憩時間は無給で、勤務義務がないが退勤できるものではない（東京都）。退勤してよいという条例

はない。

イ 事実証明書による主張（要旨）

- (ア) 杉並第一小学校の都栄養士は、平成12年4月21日朝の休憩時間中に出勤した。
- (イ) 杉森中学校の都栄養士は、平成12年4月13日朝の休憩時間中に出勤した。
- (ウ) 荻窪小学校の都事務職員は、平成12年4月26日朝の休憩時間中に出勤した。
- (エ) 福祉局の職員1名は、平成12年4月24日の昼、午後0時にエレベーターに乗り、午後1時15分にエレベーターから出てきた。
- (オ) 環境局の職員1名は、平成12年5月2日の昼、午後0時2分にエレベーターに乗り、午後0時53分にエレベーターから出てきた。

(2) 措置要求

都知事に勤務時間の是正を求める。及び、本件財務会計職員又は不当に利得した本件教員、都費職員、都庁職員に違法支出金11,625円の返還を求める。

#### 4 請求の要件審査

本件請求のうち、杉並区立小中学校における都が給与を負担する事務職員及び栄養士の休憩時間に関する請求、福祉局及び環境局職員の昼の休憩時間に関する請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施した。

なお、都庁職員の休憩時間に関する請求については、平成11年4月27日付けで、請求人は、本件と同一内容の請求を行っており、監査委員は、平成11年6月28日付けで「請求人の主張には理由がない」との監査結果を通知していることから、一事不再理の原則により、監査を実施しないこととした。

また、杉並区立小中学校における教員の休憩時間に関する請求についても、平成12年4月17日付けで、請求人は、本件と同一内容の請求を行っており、監査委員は、平成12年6月14日付けで「請求人の主張には理由がない」との監査結果を通知していることから、一事不再理の原則により、監査を実施しないこととした。

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象事項

次の事項を監査対象とした。

杉並区立小中学校における都が給与を負担する事務職員及び栄養士の休憩時間

に対する給与支出

福祉局及び環境局職員の休憩時間超過分に対する給与支出

## 2 監査対象局等

教育庁、福祉局及び環境局を監査対象とした。

なお、杉並区教育委員会等に対し関係人調査を行った。

## 3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第5項の規定に基づき、平成12年6月26日に、新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は、陳述において、本件請求の趣旨の補足を行った。また、新たな証拠の提出はなかった。

# 第3 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

本件請求は、理由がないものと認める。

以下、事実関係の確認、監査対象局の説明及び判断理由について述べる。

## 1 事実関係の確認

### (1) 区立小中学校事務職員及び栄養士について

#### ア 給与の負担について

区立小中学校の事務職員及び栄養士は、各区の教育委員会に所属しているが当該職員の給与については、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）により、都がこれを負担することとなっている。

なお、平成12年4月1日現在、杉並区立小中学校においては、都が給与を負担する事務職員（以下「都費事務職員」という。）68名、都が給与を負担する栄養士（以下「都費栄養士」という。）35名が勤務している。

#### イ 給与の支給について

都の予算に関する執行権限は、都知事が有しているものであるが、都教育委員会に関する同権限は教育長に委任されており、さらに区立小中学校の都費事務職員及び都費栄養士（以下「都費事務職員等」という。）の給与については、東京都会計事務規則（昭和39年東京都規則第88号）第6条により、都教育庁の予算担当課長が支出命令権者となっている。

なお、都費事務職員等に対する給与関係データの入力票作成など給与支給事

務については、区教育委員会の権限とされている。

#### ウ 勤務時間の割り振りについて

都費事務職員等の勤務時間、休憩時間等は、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第45号。以下「学校職員勤務時間条例」という。）により定められており、その主な内容は次の表のとおりである。

（表）学校職員勤務時間条例が定める正規の勤務時間及び休憩時間

区 分	内 容	条 文
正規の勤務時間	月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき8時間を割り振る。	第4条第1項
休憩時間	職務に支障のない限り、勤務時間4時間について15分の休憩時間を置く。	第8条

なお、休憩時間については、学校職員勤務時間条例の解釈及び運用を定めた「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び同条例施行規則の解釈及び運用について」（平成7年6教人勤第260号。以下「学校職員勤務時間条例運用指針」という。）第6の1により、勤務の終わりの方で与えることもできるとなっている。

また、正規の勤務時間、休憩時間及び休憩時間の具体的な割り振りは、東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第115号）により、各区が定めることとなっており、最終的には各区立小中学校の学校長まで委任されているところである。

#### (2) 都庁職員の休憩時間について

都庁職員の休憩時間については、勤務時間の特例設定を行っている職員等を除き、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第15号）、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成7年東京都訓令第5号）及び職員の勤務時間、休憩時間及び休憩時間の特例に関する規程（昭和57年東京都訓令第33号）により、午後0時15分から午後1時までと定められている。

## 2 監査対象局の説明

#### (1) 都費事務職員等の休憩時間について（教育庁の説明）

##### ア 休憩時間の割り振りについて

休憩時間は、一定時間の勤務を続けた場合の軽い疲労を回復し、職務能率の増進を図ることを目的として、正規の勤務時間中に付与される、いわゆる手休めの時間である。

小中学校においては、一般の職場と異なり、児童・生徒への様々な指導や対応に当たっていることから、児童・生徒が在籍している間は、十分な休息時間を取りにくい実態がある。

都費事務職員等についても、児童・生徒への直接的な指導活動は行わないものの、児童・生徒が在籍している間は、児童・生徒との対応や教員との連携確保の観点から、教員と同様の割り振りを行っていることを認識している。

このような事情から、教員だけでなく都費事務職員等についても、学校職員勤務時間条例運用指針は、第6の1において、「例えば、休息時間を勤務時間の終わりの方で与えることもできる」と定めているものである。また、同様の趣旨により、学校長が、休息時間を正規の勤務時間の始めの方に置くことができるものとする。

したがって、職務上支障が生じない限り、休息時間を正規の勤務時間の始めと終わりに割り振ること（以下「本件休息時間の割り振り」という。）があったとしても、それには相当の理由を有するものである。

#### イ 休息時間中における給与支給について

学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号。以下「学校職員給与条例」という。）第3条において、給料とは、学校職員勤務時間条例に規定する正規の勤務時間による勤務に対する報酬であると定められている。

休息時間は、休憩時間とは異なり、学校職員勤務時間条例上、正規の勤務時間の一部とされており、学校職員給与条例による給与の支給対象となるものである。

一方、休息時間は、各学校長が特に勤務を命じない限り、原則として勤務を免除される性格のものであり、都費事務職員等が休息時間中に職務に従事しない場合であっても、それが職務専念義務に違反するものではない。

休息時間については、各学校長が、その業務の必要性に応じて職務命令を発することができるものであり、自らの裁量で適切に運用しているものと考えている。

したがって、本件休息時間の割り振りが行われたとしても、勤務時間の短縮となるものではなく、また、給与の減額対象となるものでもない。

以上のことから、学校長が本件休息時間の割り振りを行ったとしても、学校職員勤務時間条例及び学校職員給与条例に違反するものではない。

### (2) 都庁職員の休憩時間について

#### ア 福祉局の説明

請求人が特定した当局職員については、平成12年4月24日、所用があっ

たため、午後0時ごろ職場を離れ、所用と食事を済ませ、午後1時15分ごろ職場に戻ったものである。休憩がこのような時間帯となったのは、所用に手間取ったこと及び食事に時間を要したことによるものである。そこで、当該職員は、午前11時45分から2時間の年次有給休暇の申請を行った。

ところで、年次有給休暇は事前申請が原則であるが、当該職員が職場に戻った直後に申請があったこと、實際上職務に支障が生じなかったこと等の事情を考慮し、これを承認したものである。

#### イ 環境局の説明

請求人が特定した当局職員については、平成12年5月2日、所用があったため、午後0時2分ごろ職場を離れ、所用と食事を済ませ、午後0時53分ごろ職場に戻ったものである。休憩がこのような時間帯となったのは、所用に手間取ったことによるものである。そこで、当該職員は、午前11時45分から1時間の年次有給休暇の申請を行った。

ところで、年次有給休暇は事前申請が原則であるが、休憩時間の超過がわずかであったこと、實際上職務に支障が生じなかったこと等の事情を考慮し、これを承認したものである。

### 3 判断

以上のような事実関係の確認及び監査対象局の説明に基づき、本件請求について次のように判断する。

請求書の内容から、請求人が違法・不当と主張している事項は、次のとおりと認められる。

杉並区立小中学校において、都費事務職員等の休息時間を勤務の始めと終わりに割り振り、実質的に勤務時間を短縮するような運用を行っているのは学校職員勤務時間条例に反するので、休息時間相当分の給与額の補てん等を求める。

福祉局及び環境局の職員各1名は、昼の休憩時間(45分)を超過して休憩をとり、勤務時間を短縮していることから、当該時間相当分の給与額の補てんを求める。

そこで、以下このことについて判断する。

#### (1) 杉並区立小中学校における都費事務職員等の休息時間の割り振りについて

##### ア 勤務実態について

本件監査を実施するに当たり、杉並区教育委員会を対象とし、杉並区立小中学校に勤務する都費事務職員等の勤務実態を調査した。

その結果、杉並区立小中学校全67校のうち60校については、休息時間を勤務の始めと終わりに各15分置いていることが認められた。

#### イ 本件休息時間の割り振りの適否について

学校職員勤務時間条例によると、都費事務職員等の休息時間は、勤務時間の一部であり、また、正規の勤務時間4時間について15分を置かなければならないこととなっているが、休息時間を勤務時間のどこに割り振るかについては、学校職員勤務時間条例に規定がなく、学校長の裁量に委ねられていることが認められる。

そこで、本件休息時間の割り振りが、裁量権を逸脱する違法な措置であるか否かについて検討する。

本件休息時間の割り振りと同質と見なされる横浜市職員の休息時間（市長の定めにより正規の勤務時間の始めに30分ないし15分の休息時間を置く割り振りを行ったもの。）について、次のような判決がある。

「休息時間においては、職員は職務専念義務（地方公務員法第35条）を負わないものということができるから、市職員が本件割り振りによって休息時間に職務に従事しなかったからといって、これをもって右義務に違反するものともいうことができないし、更に本件割り振りが、市職員に当局の指揮監督からの離脱を許し、休息時間の自由な利用又は活動までを保障しているとまではいうことのできないことも明らかである。

そして、休息時間は、職員がその時間内において職務専念義務を負わない点で休憩時間と類似するが、休憩時間については職員によるその自由な利用が許されるのに対し、休息時間においてはこれと異なり、職員は、そのような利用の自由はなく、市当局の指揮監督の下に置かれているというべきであるから、被控訴人が、本件割り振りによって、職員の勤務時間の短縮を行ったものということとはできない。」（昭和62年7月21日東京高裁判決。平成元年11月10日同旨の理由により最高裁において上告棄却。）

したがって、上記判決に照らせば、本件休息時間の割り振りについては、休息時間の自由な利用又は活動まで保障しているものとはいえず、学校長の裁量に逸脱があるとはいえないものである。

よって、本件休息時間の割り振りが学校職員勤務時間条例に違反するものとは認められない。

#### ウ 給与減額措置を行わないことの適否について

休息時間が、給与の支給対象となる勤務時間の一部であるとともに、当該時間については、特に勤務が必要な場合を除いて、都費事務職員等は、職務専念義務を負わないものであることは、前記判決に照らしても明らかである。

そこで、杉並第一小学校、荻窪小学校及び杉森中学校の休息時間について、当該学校長に対し事情聴取したところ、午前及び午後のいずれの休息時間につ

いても、職務上、必要があれば、都費事務職員等を職務に従事させるものであり、これまで学校運営上、支障が生じた事実はないとの証言を得た。

さらに、杉並区教育委員会に対し事情聴取したところ、休息时间については、区内小中学校の学校長に対して、勤務上、問題が生じることのないよう指導してきており、小中学校から、これまでも学校運営上の支障が生じた旨の報告は受けたことがないとの説明があった。

以上のことから、休息时间における学校長の指揮・監督については、適正を欠く事実があったとは推認されず、休息時間が特に勤務が必要な場合を除き職務専念義務を免除され、給与減額を要しないことを勘案すれば、休息时间において、出勤又は退勤した都費事務職員等がいたとしても、これにより給与減額措置を行わないことが違法となるものではない。

よって、本件休息時間の割り振りが、学校職員勤務時間条例等に違反するとして、当該休息时间相当分の給与額の補てん等を求める請求人の主張は理由がないものと認める。

しかしながら、休息时间については、職務専念義務が基本的に免除されているとはいえ、給与支給の対象となる勤務時間であることから、勤務態様には、都民に疑念を生じさせるようなことがあってはならないものである。

したがって、教育庁としても、休息时间における都費事務職員等の勤務については、「一定時間の勤務を続けた場合の軽い疲労を回復し、公務能率の増進を図ることを目的とする」（前記判決）という当該時間の設定趣旨を踏まえ、厳正な運用がなされるよう、杉並区教育委員会に対して適切な要請・助言を行われたい。

- (2) 福祉局及び環境局職員に対し給与減額措置を行わないことの適否について  
福祉局及び環境局に対する事情聴取並びに請求人が特定した両局の職員の平成12年用休暇・職免等処理簿を照会したところ、次のことを確認した。

(福祉局の当該職員について)

平成12年4月24日、午後0時頃職場を離れ、午後1時15分頃に職場に戻ったこと。

平成12年4月24日午前11時45分から2時間の年次有給休暇を、事後に申請し、所属課長の承認を受けていること。

(環境局の当該職員について)

平成12年5月2日、午後0時2分頃職場を離れ、午後0時53分頃に職場に戻ったこと。

平成12年5月2日午前11時45分から1時間の年次有給休暇を、事後に

申請し、所属課長の承認を受けていること。

ところで、年次有給休暇は、これが承認された場合、当該休暇日（時間）については、給与減額の対象とはならないものである（職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号）第14条）。

また、年次有給休暇は、休暇日の前日までに申請し、承認を得なければならないが、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後に承認を求めることができることとなっている（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成7年東京都規則第55号）第29条第2項）。

しかしながら、「その他やむを得ない事由」について、具体的に定めた規定等は存在しないものであり、「その他やむを得ない事由」に当たるか否かの判断については、所属課長等が、各職場の具体的状況を総合的に勘案した上で行うべきものである。

本事例についてみると、監査対象局の説明や事情聴取からも、各所属課長が、職員や職場の事情を個々具体的に考慮した上で、年次有給休暇を承認したものと認められることから、その承認は妥当性を欠くものとはいえず、当該職員の休憩時間超過分の給与額について、都が損害を被ったとはいえない。

よって、当該職員に対する昼の休憩超過時間相当分の給与額の補てんを求める請求人の主張には理由がないものと認める。

## 資料（東京都職員措置請求書等）

### 東京都監査請求書

都知事、本件財務会計職員及び本件教員、都費職員、都庁職員に関する措置請求書

#### 1 請求の要旨

杉並区立小中学校の教員、都費職員の1日の勤務時間は8時間（正規の勤務時間）と45分（休憩時間）の8時間45分であるが、実態は、1日の勤務時間を7時間30分にして1時間15分短縮している。

都庁職員の昼の休憩時間は、午後0時15分から午後1時までと決められているが、実際は午後0時前後より休憩をとっている。

#### 2 請求の理由

教員、都費職員、都庁職員は1日2回の休憩時間（1回15分）を勤務の始めと終わりに置いて、朝15分遅く出勤し、午後15分早く退勤して、1日の正規の勤務時間を30分短縮している。

さらに、教員、都費職員は、休憩時間を夕方に置いて、休憩が始まると同時に退勤している。つまり、1日の勤務時間を30分（休憩時間）プラス45分（休憩時間）の1時間15分短縮して、夕方4時頃に退勤している。

都庁職員は昼の休憩45分であるのに、1時間休憩をとっている職員がいる。つまり、1日の正規の勤務時間を30分（休憩時間）と15分（昼時）の45分短縮し、私への内部告発（別紙 ）によると、合計1時間休憩をとっていると。

休憩時間は正規の勤務時間の一部であり、職場を離れても自由に行動できるものではなく、「いつでも仕事出来る状態でなければならない。勤務の始め又は終わりに置いてはならない」（人事院）。休憩時間は無給で、勤務義務がないが退勤出来るものではない（東京都）。退勤してよいという条例はない。

#### 3 都知事に勤務時間の是正を求める。及び、本件財務会計職員又は不当に利得した本件教員、都費職員、都庁職員に違法支出金11,625円の返還を求める。

（以上原文のまま掲載）

請求人 杉並行革の会 代表 大森正隆

上記地方自治法第242条1項の規定により、別紙事実証明書添えて必要な措置を請求する。

平成12年5月9日 東京都監査委員 殿

(3) 事実証明書

請求人宛の職員の昼休みの実態等に関する「告発書」（別紙１）

請求人宛の職員の勤務実態、旅行実態等に関する「告発書」（別紙２）

下記の内容が記載された請求人作成の「事実証明書」

- ・ 杉並区立小中学校における教員、栄養士及び事務職員の出勤状況
- ・ 福祉局・環境局職員の休憩時間の利用状況及び出勤状況

杉並区立小中学校（１２校）の平成１１年度の勤務時間割り振り表